

(月刊 国際法務戦略 2001年1月号掲載)

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第12回

スムーズな撤退方法とそれを可能にする中国進出の仕方(その2)

黒田法律事務所 黒田 健二、黒須 克佳

Kenji Kuroda, Katsuyoshi Kurosu / Kuroda Law Offices

前回に引き続き、いかにスムーズに中国から撤退するのか、撤退にあたってどのような問題点があるのか、さらにスムーズな撤退を可能とする合弁契約の書き方を取り上げることにする。

一 清算手続

Q1 日本企業A社は、中国に合弁会社B社を設立しましたが、製品コストの不採算などの理由で、合弁会社B社を解散させて中国投資から撤退する方針となりました。合弁会社B社には、まだかなりの資産が残存していますが、日本企業A社は、日本法の場合と同様に、合弁会社B社の解散後、残余財産の分配を受けることができるのでしょうか。

A1 日本法人A社は、合弁会社の解散後の残余財産について、出資比率に応じて、分配を受けることができます。

なお、中国における外商投資企業を解散させる場合、中外合弁企業法実施条例(以下「合弁法実施条例」)、外商投資企業清算規則(以下「清算規則」)及びその他の関連法律、法規の規定に従って清算手続を行う必要があります。

合弁会社を解散させる場合、残余財産があれば、出資者は当然、出資比率に応じて、その分配を受けることができる。

中国における外商投資企業の清算手続の概要は以下のとおりである。

- (1) 合弁法実施条例第36条第2条に基づき、董事会において解散についての全会一致の決議が必要である。
- (2) 合弁法実施条例第102条に従って、董事会が原審査許可機関に対し解散申請書を提出し、許可を受けなければならない。原審査許可機関が合弁会社設立前に発行したプロジェクト提案書に対する許可回答書、フィージビリティ・スタディ報告書に対する許可回答書、合弁契約書及び定款に対する許可回答書、批准証書の提出も必要である。
- (3) 原審査許可機関の許可取得後15日以内に、清算規則の第5条及び同8条に基づき清算

委員会を設置する必要がある。

- (4) 当該会社は、清算委員会が指定する期間内に、会計諸表、財務帳簿、財産目録、債権者及び債務者の名簿及びその他の清算に関する資料を清算委員会に提供する必要がある（生産規則第13条）。
- (5) 清算開始日より7日以内に、書面により会社の名称、住所、清算の原因及び開始日等を原審査許可機関、上級主管機関、税関、外貨管理機関、原登記機関、税務機関及び口座開設銀行及び国有資産管理行政主管機関に通知しなければならない（清算規則第16条）。
- (6) 清算委員会は、成立日から10日以内に、債権者に対して債権届出の催告をすると共に、全国紙と省・市クラスの地方紙に第1回公告をしなければならない（清算規則第17条）。
- (7) 清算委員会が、会社の財産を整理し、貸借対照表、財産リスト及び清算案を作成し、貸借対照表、財産リスト、清算案、財産評価及び計算の根拠を董事会の承認を経て上級主管機関に送付し、届出をする（清算規則第11条、第12条）。
- (8) 上記通知書を受領した債権者は受領日より30日以内に、まだ受領していない債権者は、第1回目の公告日から90日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない（清算規則第18条）。債権者の届け出た債権については、清算委員会は、登記をし、かつ債権確認後、その確認結果を書面により債権者に通知しなければならない（清算規則第20条）。
- (9) 清算委員会は、清算委員会設置日より60日以内に、第2回目の公告を行う（清算規則第17条）。
- (10) 機械設備、土地使用权、建物および関連施設を含む清算企業の現有の現金および現金以外の全資産に対して処分することにより債務を弁済し、同時に清算企業のすべての債権（有担保債権と無担保債権）を回収する。
- (11) 清算規則の第25条及び「労働契約の違反及び解除にかかわる経済的な補償規則」の第9条に従って、従業員の賃金、労働保険料及び従業員の退職に伴う経済補償金等各種費用を支払う。
- (12) 清算委員会委員の報酬、清算を行うのに必要な各種費用及び各種税金を支払ったあと、出資者が出資比率に応じて残余財産の分配を受ける。
- (13) 清算委員会は、合弁法実施条例の第107条、清算規則の第32条に基づき、清算事務終了後に清算報告書を作成し、清算企業の董事会の承認を経て原審査許可機関に提出する。
- (14) 清算報告書提出の日から10日以内に、清算委員会は、清算規則の第33条に基づき、税務機関、税関及び外貨管理機関において登記抹消手続を行う。
- (15) 各種会計証憑、会計帳簿及び会計諸表等の資料は、合弁法実施条例の第108条、清算規則の第34条清算企業の中方当事者に交付して保管させる。
- (16) 前項手続終了の日から10日以内に、清算規則の第33条2項に従って、原登記機関に対し、登記抹消手続を行い、営業許可証を返還（清算報告書、税務機関及び税関による

発行の登記抹消証明書の提出が必要である)し、かつ、全国紙と当該省・市の地方市場において企業の終了に関する公告を掲載する。

二 破産手続

Q2 日本企業A社は、中国に合弁会社B社を設立しましたが、製品コストの不採算などが原因で、債務超過の状態となってしまいました。そこで日本企業A社は、中方パートナーと協議したうえ、合弁会社B社を解散させて中国投資から撤退する方針となりました。合弁会社B社は、債務超過の状態ですので、合弁会社B社を破産させることを検討していますが、中国においても日本法と同様に債務者自ら破産の申立てをすることは可能でしょうか。

A2 中国においても債務者は、自ら人民法院(裁判所、以下同じ)に対して、破産の申立てをすることができます。なお、合弁会社等の外商投資企業及びその他の非国有企業の破産については、「企業破産法」の規定は適用されず、民事訴訟法上の企業法人破産債務弁済手続や地方の破産条例が適用されます。

中国では「企業破産法(試行)」が存在するが、その適用対象企業は全人民所有制企業(国有企業)に限定されている(同法第2条)。これに対して、①「最高人民法院の『中華人民共和国破産法(施行)』の徹底的執行に関する若干問題についての意見」(1991年11月7日公布、以下「破産法執行の若干意見」という)第74条では、「非人民所有制企業法人の破産・債務弁済手続は、民事訴訟法の規定が適用される」と定められている。また、②「広東省公司破産条例」(以下「広東破産条例」という)第2条では、「本省行政区域内で設立された有限責任公司及び株式有限公司に適用される」と定められている。さらに、③最高人民法院の「『中華人民共和国民事訴訟法』適用の若干問題に関する意見」(1992年7月14日公布)第240条第1項では、「法人資格を有する集体企業、連合経営企業、私人企業、並びに、中国国内で設立された中外合弁企業、中外合作企業及び外資企業等には、(民事訴訟法上の)企業法人破産債務弁済手続が適用される」と定められている。したがって、一部の(たとえば広東省)行政区域内で設立された合弁会社についての破産申請の場合には、民事訴訟法上の企業法人破産債務弁済手続や当該地区の破産条例が適用される。債務超過が破産申請の前提条件であるため、合弁会社が債務超過となった時点において、貸付銀行等の債権者または債務者としての合弁会社は、合弁会社所在地の中級人民法院に対し、破産申請を行うことができる。

破産申請の手続は、広東省を例とすると、次のようになる。

(1) 人民法院に対して破産申請書を提出する(広東破産条例第7条)

・債権者による提出の場合は、当該申請書において、その債権の性質、金額、財産によ

る担保の有無及び期限が到来した債務を債務者が弁済できない証拠を説明する必要があり、財産による担保がある場合には関係する証拠を提供する必要がある。

・債務者による提出の場合には、当該申請書において、欠損の状況を説明し、かつ関係する会計諸表及び債権債務明細書を提供する必要がある。

(2) 人民法院は、破産申請書受領後7日以内に受理または不受理の決定を行う(広東破産条例第8条)

・人民法院による不受理決定に不服があり破産申請を堅持する場合、人民法院は破産申請却下を裁定する。

(3) 人民法院による破産申請却下の裁定に不服がある場合、申請者は裁定書受領日より10日以内に上級の人民法院に上訴することができる(広東破産条例第9条)。

(4) 破産事件受理後、債務者が和議申請をしなければ、人民法院は受理日より30日以内に破産宣告をするか否かを決定する(広東破産条例第38条)。

・債務者が和議申請をした場合でも、債権者・債務者が和議の合意に達することができなかった場合は、やはり人民法院は破産宣告するか否かを決定しなければならない。

(5) 債権者が破産申請を提出した場合、債務者は人民法院の通知を受領した日より15日以内に会社の会計諸表及び債権、債務の明細書を人民法院に提出しなければならない(広東破産条例第11条)。

(6) 人民法院は、破産宣告決定後10日以内に、債務者及び既知の債権者に通知し、かつ公告を行う(民事訴訟法第200条第1項、広東破産条例第10条)。第1回債権者会議開催日を公告及び通知書に記載する。

(7) 人民法院の通知を受領した債権者は、受領後30日以内に、人民法院の通知書を受領していない債権者は、公告の日から3ヵ月以内に、人民法院に債権の届出をしなければならない(民事訴訟法第200条第2項、広東破産条例第10条第2項)。

・債権者は、債権申告期間中、債権額及び発生の時期、場所及び原因を清算委員会に申告し、証拠を提出する。

・期間を過ぎても債権の届出をしない場合には、債権を放棄したものとみなされる。

(8) 破産宣告決定を行った場合、人民法院は裁定日より15日以内に3名以上の清算人を指名し清算委員会を構成させる(広東破産条例第31条第2項)。

・清算委員会は、破産財産の保管、整理、評価、処分及び分配を担当する。

・破産会社の法定代表者は、破産会社の財産に関する一切の帳簿、文書及びその管理する一切の財産を清算委員会に交付する。

(9) 人民法院の通知書及び公告に記載された期日どおりに第1回債権者会議を開催する(広東破産条例第10条第1項)。

・人民法院は、第1回債権者会議を招集する。

・債権者会議では、①債権に関する証明材料の審査、債権についての担保の有無及びその金額に対する確認、②和議合意案の討議、採択、及び③破産財産の処分及び分配案の討議、採択を行う。

- (10) 債権申告期間満了後、清算委員会は、債権明細表、破産財産明細表、財産分配明細表を編成する。
- ・財産分配明細表は、人民法院により認可され、公告される。これに対して異議がある債権者は、公告日より7日以内に、人民法院に異議を提出することができる。
- (11) 破産財産は、以下の優先順位で分配される(広東破産条例第55条及び第70条)。
- A) 破産財産費用(破産財産の管理、売却及び分配に必要な費用、破産事件の訴訟費用、清算費用及び清算委員会委員の報酬、債権者の共同利益のために破産手続において支払ったその他の費用)
 - B) 破産会社従業員に対する未払賃金、社会保険料
 - C) 破産会社の滞納税
 - D) 破産債権
- (12) 破産財産の分配終了後、清算委員会は人民法院に破産終了の申請報告書を提出し、人民法院は7日以内に裁定し公告する(広東破産条例第76条)。
- (13) 破産手続終了後、清算委員会は破産会社の原登記機関に抹消登記手続を行う(広東破産条例第79条)。

なお、蛇足ながら中国においては、自然人の破産は認められていない。

三 各種撤退方法と撤退時の問題点

1. 合弁会社の資産評価について

Q3 日本企業A社は、中国に合弁会社B社を設立しましたが、合弁会社B社を解散させ、資産を清算して、中国投資から撤退する方針となりました。合弁会社B社には、まだかなりの資産が残存しており、清算の際にこれらの資産を評価する必要があります。聞くところによると資産の評価については、中国で国有資産評価資格を持つ機関が行わなければならないそうですが、公正な評価を受けられるのか懸念があります。資産の評価を外国の資産評価機関に行わせることはできないのでしょうか。

A3 清算手続において、合弁会社の資産を評価する必要が生じた場合、中国の資産評価機関ではなく、外国の資産評価機関に行わせる方法を採用することも可能です。

合弁企業の解散・清算の際、中国で国有資産評価資格を持つ機関が資産評価を行わなければならないことになっているが、外国投資者は、合弁企業の資産について、公正な評価がなされないのではないかという懸念を持っている。

1997年5月19日の中国の国家国有資産管理局〔1997〕30号文書により交付されて同日より施行された「外国資産評価機関が中国国内において資産評価業務を実行することに対する暫定規定」では、外国の資産評価機関が中国において資産評価業務を臨時に執行することについての規定が定められている。すなわち、「外商が中国国内企業とある種の経済的な関係(たとえば100%外資または中外合弁・合作)を有し、資産評価を外国の資産評価機構が単独で行うか、または中国の資産評価機関と協力して行うことが必要なプロジェクト」については、外国の資産評価機関が中国において行うことができる評価業務とされている。

したがって、清算手続において、合弁会社の資産を評価する必要がある場合、中国の資産評価機関ではなく、上記の外国の資産評価機関に行わせる方法を採用することもできる。

2. 輸入設備の処分

Q4 日本企業A社は、中国に合弁会社B社を設立しましたが、合弁会社B社を解散させ、資産を清算して、中国投資から撤退する方針となりました。合弁会社B社には、設立の際に日本企業A社が譲渡した輸入設備があり、これを処分する必要があります。輸入設備の処分方法にはどのようなものがあるのでしょうか。またこれを処分する際、どのような点に注意する必要があるのでしょうか。

A4 合弁会社の輸入設備の処分については、①中方パートナーに譲渡する方法、②競売または協議により中国の国内企業またはその他の外商投資企業に売却する方法、③中国国外の企業に売却する方法などがあります。

合弁会社B社が、当該設備を輸入する際、関税、増値税の減免措置を受けていた場合は、中方パートナーに譲渡するか、または他の国内企業に譲渡したり売却したりするとき、当該設備の使用年限に応じて減価償却を計算した上、税金を追納する必要があります。もっとも、他の同等の優遇措置を享受できる外商投資企業に譲渡して使用させる場合には、関係税関手続の処理を経て、引き続き減免税優遇措置を享受できます。また当該設備を、関係税関の審査許可を受けたいえ、中国国外に運び出すこともできます。この場合は、税金の追納の必要はありません。

また、プラント機械設備や工場建物等のようなもので、その性質によって分割するとその収益や性質が変わってしまうというような分割不能なものについては、分割して処分せず、一括して処分するよう注意すべきです。

合弁会社の輸入設備の処分については、①中国側当事者に譲渡する方法、②競売または協議により中国の国内企業またはその他の外商投資企業に売却する方法、③中国国外の企業に売却する方法などがある。

1996年3月31日までに許可された合弁企業は、「外国投資企業の輸出入貨物に対する監督

管理及び徴免税規則」(1992年7月25日税関総署による公布、同年9月1日より施行)などにより、その輸入した設備の関税、増値税の減免措置を受けているが、この輸入設備の譲渡や売却を行い、かつ輸入設備は税関による監督管理期間内である場合は、(1)中方パートナーに譲渡するか、または他の国内企業に譲渡したり売却したりするとき、当該設備の使用年限に応じて減価償却を計算したうえ、税金を追納することになり、(2)他の同等の優遇措置を享受可能な外商投資企業に譲渡して使用させる場合、関係税関手続の処理を経て、引き続き減免税優遇措置を享受でき、また(3)外国投資者は、これらの輸入設備を、関係税関の審査許可を受けたうえ、中国国外に運び出すこともできる。

プラント機械設備や工場建物等のようなもので、その性質によって分割するとその収益や性質が変わってしまうというような分割不能なものについては、分割して処分せず、必ず一括して処分するよう注意を払うべきである。この点については、清算規則には定めがないが、「中華人民共和国破産法(試行)」第36条においては、破産財産中のプラント設備について、「一括して売却しなければならない」というような規定がある。

競売は、1997年1月1日に施行された「中華人民共和国競売法」及び関連規定に定めた手続及び最高値申出人に譲渡するという原則に基づいて行われなければならない。競売は、いずれの流通物にも適用できるが、特に、それぞれ異なっていて、しかも大量な資産を会社が有する場合、あるいは大型プラント設備を有する場合には、競売という方法を利用すれば、会社資産を速やかに処分することができると共に、情報伝達の不備のため売却価格が過度に低下することにより生じうる損失の発生を避けることができる。よって、合弁会社が容易に利用できる方法の1つであるといえる。ただし、このことによる対外的な影響などの点についても配慮しなければならない。

なお、輸入設備を処分する場合、税金算定のベースは、主管税関が輸入設備の試用期間に基づき減価償却のうえ、評価して確定した価格と輸入時点の税率となる。

3. 土地使用権及び建物の処分について

Q5 日本企業A社は、中国に合弁会社B社を設立しましたが、合弁会社B社を解散させ、資産を清算して、中国投資から撤退する方針となりました。合弁会社B社には、設立の際に中方パートナーが現物出資した土地使用権とその上の建物所有権があります。これらの土地使用権を合弁会社B社の資産として処分することができるのでしょうか。

A5 中方パートナーが現物出資した土地使用権及びその上の建物使用権も当然、合弁会社B社の資産です。合弁会社を清算する際には、これを処分して換価し、分配することになります。

なお、建物の所有権と当該建物の占有範囲内の土地使用権は、同時に譲渡する必要があります。

合弁会社の清算の際に、中方パートナーが現物出資した土地使用権、その上の建物所有権を処分する場合、次の点に注意する必要がある。

すなわち、合弁会社の土地使用権は、合弁契約の中方パートナーの現物出資によるものとされている場合、合弁会社が、自らの名義で不動産管理局と土地使用権払下契約を締結したか否か、「国有土地使用証」を取得したか否か、その地上の建物や他の建築物の所有権登記を行ったか否か、あるいは中方パートナーが現物出資した土地使用権を登記しないままで現在に至って使用しているか否かについて、正確にチェックする必要がある。

「中華人民共和国都市不動産管理法」(1994年7月5日国家主席令第29号で交付、1995年1月1日より施行)第31条によると、建物を他人に譲渡することはできるが、ただ、「建物の所有権及び当該建物の占有範囲内の土地使用権は、これを同時に譲渡」することになる。

また、同法第38条によれば、本来払下方式により取得した土地使用権であれば、これを譲渡する場合には、以下の条件が必要となる。すなわち、(1)払下契約の約定に従って土地使用権払下金の全額を支払い、かつ、土地使用権証書を取得していること；(2)払下契約の約定に従って投資開発し、建物建設工事に属する場合は開発投資総額の100分の25以上を完成し、土地の広域一括開発に属する場合は工業用地その他の建設用地条件を形成すること、が条件として必要である。

もし、上記のように、中方パートナーが当該土地使用権を合弁会社に対し現物出資し、合弁会社が土地使用権払下契約を締結せず、登記を行わなかったのであれば、清算手続を行う際に、この土地使用権を無償で中方に返還し、合弁会社の資産として処分することができないおそれがある。したがって、清算手続に入る前に、外国投資者は、弁護士と一緒に現地の土地管理局に行き、土地使用権払下金の支払状況を調査しておくべきである。